

敦賀市デジタル人材育成業務委託仕様書

1 委託業務名

敦賀市デジタル人材育成業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

敦賀市（以下「本市」という。）では、関西・中京に近い交通結節点であるという地理的特性や、日本海側有数の国際港湾である敦賀港及び発電所立地地域という産業特性を活かし、主に製造業や物流業の企業誘致に取り組んできたが、三方を山に囲まれ平地が少ないことから新たな産業用候補地は限られており、企業誘致活動の転換が必要な状況にある。

また、平均有効求人倍率は2倍前後で推移する一方で、事務の職業については1倍を割り込んでおり、企業が求める人材と求職者が求める職種間にミスマッチが発生している。

このような状況を変えるためには、デジタル産業等のサテライトオフィス誘致が有効であるが、そのためには企業が求めるデジタル人材の育成が必要である。

また、企業を誘致するだけでなく、市内からの起業を増やしていくことも有効だが、そのためには起業により地域・社会を変えていこうとする意識醸成のための取組みが必要である。

本業務は、これらの課題を解決し本市の産業振興を新たなステージに進めるため、デジタルスキルを活用して地域・社会を変えていこうとする意識を有した若年層人材を育成することを目的とする。

4 業務内容

業務の目的を達成するため、次の中学生及び高校生向けプログラムを開催する。

(1) 基礎的なデジタルスキルで地域課題解決に取り組む短期プログラム

ア 概要

- ・参加者が解決すべき地域課題を設定し、中学校及び高等学校の授業で習得するデジタルスキル等を活用しながら課題解決に取り組むプログラムを実施すること。
- ・プログラムを通じて地域への参画意識を醸成するとともに、デジタルの楽しさを感じることができるプログラムとすること。
- ・参加者が地域課題解決につながる成果物を作成し、プログラムの最後に成果

発表を行うこと。

イ 開催方法

- ・本市内での開催とする。
- ・開催会場については本市が決定し受託者の会場使用料負担は発生しないものとするが、wifi 環境については受託者で準備すること。

ウ 期間・開催時期

- ・1日程度とする。ただし事前課題の設定は可能とする。
- ・令和6年8月末までに開催すること。

エ 参加者数

- ・中学生及び高校生 最大50名とする。
- ・参加料は無料とし、本業務の委託料で対応すること。

オ 指導者

- ・参加者5名程度に対し1名の指導者を設置すること。
- ・指導者は受託者による研修を受講し十分なデジタルスキルと指導力を備えた者とする。

カ 機材

- ・参加者機材は学校授業で使用する端末とする。ただし、使用するソフト等により学校端末の使用ができない場合は、受託者で準備するものとする。
- ・スクリーン、プロジェクタ、マイク、スピーカーは本市が準備する

キ その他

- ・次の事項を受託者で実施すること。

①参加者募集広報及び受付

- ・チラシ（500枚）及び広報用webページは必ず制作すること。
- ・中学校への募集広報は本市教育委員会アプリケーションでチラシデータを配布する方法で本市が実施する。
- ・高等学校への募集広報はチラシデータを配布する方法で本市が実施する。

②参加者へのアンケート及び分析

- ・アンケート項目については本市と受託者で協議して決定する。

③成果発表会の必要備品、消耗品の準備

④その他本プログラムの実施に必要な事項に関すること。

(2) 発展的なデジタルスキルで地域課題解決に取り組む長期プログラム

ア 概要

- ・参加者が解決すべき地域課題を設定し、中学校及び高等学校の授業では習得しないデジタルスキル等を用いて解決に取り組むプログラムを実施すること。

- ・プログラムを通じて地域のために活動するチャレンジ精神や、起業により地域、社会を変えていけるという意識を育成するプログラムとすること。
- ・加えて、将来の市内就業につながるスキルを習得することができるプログラムとすること。
- ・参加者が地域課題解決につながる成果物を作成し、プログラムの最後に成果発表を行うこと。

イ 開催方法

- ・オンラインでの開催とする。ただし、成果物の成果発表は市内で行うものとする。
- ・成果発表会の会場については本市が決定し受託者の会場使用料負担は発生しないものとするが、wifi 環境については受託者で準備すること。

ウ 期間・開催時期

- ・オンラインプログラムは30日程度、成果発表会は1日とする。
- ・令和7年3月末までに開催すること。

エ 参加者数

- ・中学生及び高校生 最大25名とする。
- ・参加料は無料とし、本業務の委託料で対応すること。

オ 指導者

- ・参加者5名程度に対し1名の指導者を設置すること。
- ・指導者は受託者による研修を受講し十分なデジタルスキルと指導力を備えた者とする。

カ 機材

- ・参加者機材は学校授業で使用する端末とする。ただし、使用するプログラム等により学校端末の使用ができない場合は、オンラインプログラムについては参加者が準備するものとし、成果発表会については受託者が準備するものとする。
- ・成果発表会のスクリーン、プロジェクタ、マイク、スピーカーは本市が準備する。

キ その他

- ・次の事項を受託者で実施すること。

①参加者募集広報及び受付

- ・チラシ（500枚）及び広報用 web ページは必ず制作すること。
- ・中学校への募集広報は本市教育委員会アプリケーションでチラシデータを配布する方法で本市が実施する。
- ・高等学校への募集広報はチラシデータを配布する方法で本市が実施する。

②参加者へのアンケート及び分析

・アンケート項目については本市と受託者で協議して決定する。

③成果発表会の必要備品、消耗品の準備

④その他本プログラムの実施に必要な事項に関すること。

5 準拠する法令等

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、次に掲げる法令等に準拠して行うものとする。

ア 地方自治法及び同施行令

イ 敦賀市財務規則

ウ その他関係法令等

6 業務の進め方

受託者は、業務開始前に本市から業務の進め方の承認を得たうえで業務を開始すること。また、業務完了まで月1回以上、適宜協議・調整を行いながら進めることとする。

7 成果物

業務が完了した際は、本市の検収を受けた上で、契約期間内に紙媒体の報告書1部とデータを格納した電子媒体を提出するものとする。

8 成果物の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとし、受託者は本市の承諾なく他に公表、貸与又は使用させてはならない。成果物に係る著作権は、本市に全て帰属するものとし、受託者はこれを公開してはならない。

9 再委託の禁止

受託者は、本業務について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。その際は、受託者及び当該第三者との間で本業務における守秘義務契約を締結し、写しを本市に提出するものとする。

10 個人情報保護

受託者は、本業務の履行に関して個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、敦賀市個人情報の保護に関する法律施行条例、敦賀市個人情報の保護に関する

る法律施行規則及びその他関係法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、契約期間中又は契約期間外も同様とする。

11 損害賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

12 委託料の支払い

業務完了後、成果物の検査に合格した後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いにより、委託料の全額を支払う。ただし、本市が必要と認めたときは、受託者の請求に基づき概算払いをすることができる。

13 その他

ア 受託者が、業務履行に当たり、仕様書に記載されている事項を行わない場合は、契約期間の途中においても契約解除することができるものとする。なお、契約解除となった場合は、本市は受託者に対し、一切の費用を支払わないものとする。

イ 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議すること。

ウ 業務実施にあたり、疑義が生じた事項については、本市と協議のうえ対応すること。